

新城市中心市街地活性化基本計画

愛知県新城市

平成 21 年 3 月

目次

基本計画の名称	1
作成主体	1
計画期間	1
第1章 中心市街地活性化に関する基本的な方針	2
1 新都市の概況	2
(1) 新都市の位置と概要	2
(2) まちの形成史	3
(3) 新都市の現状及びとりまく環境	4
(4) 新都市の位置づけと中心市街地の役割	23
2 これまでの中心市街地活性化の取り組み	28
(1) 旧法に基づく活性化基本計画	28
(2) 活性化プラン住民研究提言書「歴史の音、歴史の観」	35
3 中心市街地の現状と活性化に向けた課題	36
(1) 中心市街地の現状分析	36
(2) 第三者による評価	42
(3) 市民による評価	43
(4) 活性化に向けた中心市街地の課題	45
4 中心市街地活性化の方針等	46
(1) めざすべき姿と方向	46
(2) 活性化の方針	46
第2章 中心市街地の位置及び区域	48
[1] 位置	48
[2] 区域	48
[3] 中心市街地要件への適合	50
(1) 第1号要件	50
(2) 第2号要件	51
(3) 第3号要件	52
第3章 中心市街地活性化の目標	54
1 中心市街地活性化の目標	54
2 目標達成状況の評価のための指標設定の考え方	54
3 計画期間の考え方	55
4 数値目標の設定	55
5 フォローアップ	56

第4章	土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	57
[1]	市街地の整備改善の必要性	57
[2]	具体的事業の内容	58
第5章	都市福利施設を整備する事業に関する事項	63
[1]	都市福利施設の整備の必要性	63
[2]	具体的事業の内容	64
第6章	公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の中心市街地における住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	65
[1]	街なか居住の推進の必要性	65
[2]	具体的事業の内容	66
第7章	中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	67
[1]	商業の活性化の必要性	67
[2]	具体的事業の内容	69
第8章	4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	73
[1]	公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	73
[2]	具体的事業の内容	74
第9章	4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	76
[1]	市町村の推進体制の整備等	76
[2]	中心市街地活性化基本計画策定協議会に関する事項	77
[3]	基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	78
第10章	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	79
[1]	都市機能の集積の促進の考え方	79
[2]	都市計画手法の活用	79
第11章	その他中心市街地の活性化のために必要な事項	80
[1]	基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	80
[2]	都市計画との調和等	82
[3]	その他の事項	83